

給与計算時に 定額減税の対象となる人とは

6月から定額減税額を控除する給与等の源泉徴収事務がスタートします。給与計算担当者は、まず定額減税を適用する者は誰なのかを把握します。

対象者は誰なのか

給与の支払者のもとで定額減税の適用を受ける人の範囲等は、以下のとおりです。

(1) 月次減税の場合

【令和6年6月以後の各月(日々)において、給与等に係る定額減税額控除前の源泉徴収税額から行う控除(月次減税)の適用対象者(下表左欄)】

対象となる人 (基準日在職者)	(参考)対象とはならない人
令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)	● 令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される居住者の人 ● 令和6年6月2日以後に雇用された人

(2) 年調減税の場合

【年末調整の際に年調所得税額から行う控除(年調減税)の適用対象者(下表左欄)】

対象となる人	(参考)対象とはならない人
● 令和6年6月1日以後の令和6年分の年末調整時に給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している人(右欄に掲げる人を除く) ● 令和6年6月1日以後、年の途中で年末調整の対象となる一定の人(例)死亡により退職した人、海外の支店へ転勤したことなどの理由により非居住者となった人など	● 年末調整の対象とならない人(例)令和6年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人など ● 令和6年5月31日以前において、年の途中で年末調整の対象となる人 ● 合計所得金額が1,805万円(所得制限)を超える人

留意点

対象者の判断等について、以下の点にご留意ください。

(1) 所得制限を超える人

月次減税は、年調減税のような所得制限はありません。そのため、年収が2,000万円を超えるなど所得制限を超えることが見込まれても、基準日在職者であれば月次減税を行うこととなります。

このように月次減税が行われた場合であっても、所得制限を超える場合には、年末調整の対象であれば年末調整時に、年末調整の対象外であれば確定申告時に、それまで控除した額の精算を行います。

(2) 公的年金の支払を受ける人

公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、対象者であれば、給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けます。このような場合には給与等と公的年金等と重複して定額減税額が控除されることとなりますが、確定申告により精算が行われることとなります。

なお、基準日在職者は一律に定額減税を適用することから、自分で定額減税の適用を受けるか否かの選択はできません。たとえ対象者から定額減税を適用しない旨の申出があったとしても、適用することとなりますので、ご注意ください。

参考：国税庁「令和6年分所得税の定額減税 Q&A (令和6年2月5日)」

新NISAとiDeCoを7つの項目で比較

国民の安定的な資産形成を支援するために、国が後押ししている制度としてNISAやiDeCoがあります。これらの制度について7つの項目を比較しながら、制度の違いを確認しましょう。

NISA と iDeCo

NISA（ニーサ）とは、2014年1月にスタートした「少額投資非課税制度」です。イギリスのISA（個人貯蓄口座）をモデルとした日本版ISAとして、愛称がNISAとなっています。

iDeCo（イデコ）とは、2002年1月にスタートした「個人型確定拠出年金」で、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる、加入が任意の私的年金制度の一つです。英語表記の単語の一部から構成された愛称としてiDeCoとなっています。

NISAもiDeCoも、自ら資金を運用して将来に向けた資産形成を図りやすくするために、税金の面で優遇されるなど、国が法を整備し促進している制度です。

7項目の制度比較

ここでは2024年1月からスタートした新NISAと、iDeCoについて7項目を比較します。これらの制度を利用する場合、ご自身のライフプランにあった使い分けをされるとよいでしょう。

【新NISAとiDeCoの主な比較（7項目）】

	新NISA		iDeCo
	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠	
加入可能年齢	18歳以上（その年1月1日時点）		原則20歳以上65歳未満 （公的年金被保険者）
拠出限度額	年間120万円 非課税保有限度額1,800万円（うち成長投資枠1,200万円） ^{※1}	年間240万円	年間14.4万～81.6万円 ^{※2}
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託（金融庁基準限定）	上場株式・投資信託等（一定のものは除外）	投資信託、保険商品、定期預金等
購入方法	定期的・継続的に積み立て	自由	定期的・継続的に積み立て
投資期間	恒久		拠出：最長65歳になるまで 運用：最長75歳になるまで
受け取り	引き出し可能		原則60歳以降の受け取り
税の優遇	運用益（売却益・配当・分配金）が非課税		<ul style="list-style-type: none">● 運用益が非課税● 加入者が拠出した掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）● iDeCo+を利用した事業主が拠出した掛金は全額損金算入● 受取時に、一時受取は退職金として退職所得控除、年金受取は公的年金として公的年金等控除が適用

（※1）簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）

（※2）国民年金のみに加入の自営業者等：68,000円/月、会社員：企業年金無し23,000円/月、企業年金有り最大20,000円/月（企業年金加入状況により異なる）、公務員：12,000円/月、専業主婦（夫）等：23,000円/月

参考：厚生労働省「iDeCoの概要」、金融庁「NISAについて」

資金に関する経営指標 債務償還年数と借入金月商倍率

ここでは、経営者として知っておきたい資金に関する経営指標として、債務償還年数と借入金月商倍率をご紹介します。

債務償還年数

中小企業において、自己資本に依存した資金調達には限界があります。企業を発展させるためには、借入金を上手に活用して先行投資を行うことが必要です。とはいえ、借入金に依存しすぎると、経営リスクは極めて大きくなります。

企業がキャッシュフロー（経常利益－法人税等＋減価償却費）で、現在の借入金を何年で返済することができるかを見る指標として、「債務償還年数」があります。算出式は次のとおりです。

債務償還年数

$$= \text{有利子負債}^* \div (\text{経常利益} - \text{法人税等} + \text{減価償却費}) \text{ (年)}$$

債務償還年数の目安は10年以内が望ましいといわれ、金融機関が融資先企業を格付けする際の重要な指標として位置づけています。

債務償還年数の値が大きい場合、在庫や遊休資産を圧縮して借入金の返済を進めるとともに、資金不足を起こさないために借入金の借り換え等を検討すべきでしょう。

借入金月商倍率

借入金 が 事業規模 に 比べて 多すぎ ないかを

判断する指標として、「借入金月商倍率」があります。算出式は次のとおりです。

借入金月商倍率

$$= (\text{有利子負債}^* + \text{割引手形}) \div (\text{売上高} \div 12) \text{ (倍)}$$

この値が小さければ、それだけ経営安全性は高く、借入に頼らない健全な経営をしているといえます。逆に、この値が大きければ、事業規模に比べて借入金が過大であるといえます。金融機関では、この指標を融資先企業への貸付限度額を決定する際の主要な指標と位置づけています。

借入金月商倍率の適正值は、業種・業態によって多少のバラツキがありますが、おおよその目安として、以下の考え方があります。

- 3倍以内は安全
- 3倍超～6倍以内は要注意
- 6倍超は危険

借入金のある企業は、ぜひ自社の債務償還年数や借入金月商倍率がどの程度なのか、確認してはいかがでしょうか。

※有利子負債とは、短期借入金＋長期借入金＋社債で算出され、企業が利子をつけて返済しなければならない負債のことをいいます。



4月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

令和6年度 雇用保険料率について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は、令和5年度と同率です。

	①労働者負担	②事業主負担	雇用保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の料率	雇保二事業の料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

仕事と育児の両立支援制度について

新年度も始まり、育休から復帰される職員も多くなる時期です。

育休復帰後の離職を防ぐために、両立支援制度についてお知らせいたします。

出産	産後8週間	子ども1歳	1歳2か月	1歳6か月	2歳	3歳	就学
産後パパ育休	育児休業	パパママ育休プラス	※	※	※保育所等に入所できない場合など		
子の看護休暇							
短時間勤務制度							
所定外労働の制限							
時間外労働の制限							
深夜業の制限							

★ 制度の対象者 子育て中の男女労働者。

育児休業	1歳未満の子ども1人につき原則として2回取得が可能。 保育所に入所できないなどの事情があれば、最長2歳になるまで延長可能
産後パパ育休	子どもが生まれてから8週間以内に4週間の休業を取得できる制度。2回に分割取得も可能。 育休期間中は、労使協定の締結・休業前の合意等あれば就業も可能。(日数上限あり)
パパママ育休プラス	両親がともに育児休業を取得する場合、子どもが1歳2か月に達するまでの間でそれぞれ1年間休業可能。
子の看護休暇	小学校入学前の子供がいる労働者が対象。 子供 1人:5日/年、2人以上:10日/年 ※1日または時間単位で取得可能。
短時間勤務制度	3歳未満の子どもがいる労働者が対象。 1日の勤務時間を短縮して勤務可能。
所定外労働の制限	3歳未満の子どもがいる労働者が対象。 残業を免除する制度。
時間外労働の制限	小学校就学前の子どもがいる労働者が対象。 1か月で24時間、1年で150時間を超える時間外労働を制限。
深夜業の制限	小学校就学前の子どもがいる労働者が対象。 午後10時から午前5時までの労働を免除。



★4月の営業土曜日は以下のとおりです。



6日(土) 休
 13日(土) 営業(労務)
 20日(土) 営業(税務・労務)
 27日(土) 休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

